

2010年10月1日

各位

みずほ信託銀行株式会社

組織改正について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長 野中 隆史)は、法人のお客さまに対する、信託商品・サービスの提供力強化のため、2010年10月1日付にて以下の組織改正を実施いたしました。

記

1. 本店法人営業体制の再編

主に首都圏での法人営業体制の強化を図るため、従来の「本店営業第一部～第五部」および「法人営業部」の6部体制から「信託総合営業第一部～第八部」の8部体制へ再編いたします。

信託総合営業各部署は、お客さまのニーズを十分に把握したご提案や信託機能を駆使したソリューションのご提供に努めるとともに、みずほフィナンシャルグループ各社との連携強化によるお客さまサービスの向上を図ってまいります。

2. 「ストラクチャードプロダクツユニット」と「証券業務ユニット」の統合

金銭債権等の流動化および排出権・知的財産権・担保権等の各種信託スキームを開発・ご提供する「ストラクチャードプロダクツユニット」と、お客様の資本政策等に関連する有価証券等の信託ソリューションのご提案・ご提供および投資信託の受託業務を行う「証券業務ユニット」を統合し、「信託プロダクツユニット」を新設いたします。これにより、両ユニットの商品開発機能を統合・強化するとともに、プロダクト営業部門の機能集約化等により、お客さまのニーズへの対応力を強化いたします。

3. 「不動産鑑定部」と「不動産コンサルティング部」の統合

法人のお客さまについて、新たな会計基準への対応等、不動産に係る適正な時価を把握する必要性がますます高まってきており、両部を統合することによりお客さまの不動産戦略に関するニーズへの対応力を強化いたします。

以上

